

No.16 議場へのパソコンの持込みについて

【提案趣旨】

パソコンを議場に持ち込むことができるようにしてはどうか。

【現状】（議会運営委員会申し合わせ）

		タブレット	パソコン	携帯電話
議場	議員	○ ※付属品は議事の妨げにならない範囲で○	×	×
	執行部			
委員会室	議員		○	
	執行部			

【パソコン及びタブレットの使用条件】

タブレット端末管理及び使用基準

（端末機の使用範囲）

第13条 使用者は、会議等で端末機を使用する場合は、当該会議等の目的以外で使用してはならない。

2～3 略

（端末機の会議等における使用制限事項）

第17条 使用者は、会議等において端末機を使用の際、議事の妨げとならないよう、操作音などの音が出ないようにすること。

2 使用者は、端末機を用いて会議等の録音及び録画を行わないものとする。

3 当該会議等における審議、審査中の情報を外部に発信しないこと。

4 使用者は、会議等において端末機を使用の際、インターネットを利用しての情報の閲覧収集は、当該会議等の議題に関する情報についてのみ認め、その他の情報については禁止する。

5 略

【参考】

令和6年3月7日の議会運営委員会において、議員と執行部の議場へのパソコンの持込みについては、現行どおり持ち込まないことを決定。